

## ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

### 1. 制限措置の主な内容

#### <生活>

- ・至近距離で接触できる人を各自 1 人に限定する（同居者を除く）。自宅に招待できるのは至近距離で接触できる人のみで、原則一度に 1 人までとする。
- ・屋外で人と会う場合は、最大 4 人までとし、安全な距離を確保する。
- ・葬儀には最大 15 人まで参列可能とし、式後の食事やレセプションは禁止とする。
- ・宗教施設は引き続き開かれるが、宗教的儀式は禁止とする。集会は、マスクを着用し、距離を遵守した上で、最大 4 人までとする。
- ・EU の共通基準に従い国境は閉鎖しないものの、他国への渡航は、自粛を強く要請する。
- ・結婚式は、当該夫婦と証人、式の執行人（市長等）のみ出席可能とする。

#### <経済>

- ・テレワークが可能な職務では義務とし、出勤する場合は、マスクの着用と職場の換気を義務とする。企業内の食堂は閉鎖する。
- ・生活必需品を扱う店舗以外は閉鎖する。ただし、注文品の受け取りや宅配を行うことは可能。一方で、閉鎖する店舗との公平性を期すために、スーパーマーケットおよびマルシェ（入場は 200 人未満に制限）で販売できる製品は生活必需品に限る。
- ・休暇施設およびキャンプ場は、11 月 3 日の朝から閉鎖し、休暇施設の屋内活動およびグループ活動は中止とする。ホテルなどの宿泊施設は、引き続き営業可能だが、併設するレストランは閉鎖する。
- ・自動車修理工場や自転車屋は、修理サービスのみ提供可能。
- ・顧客との接触を伴うサービスのうち、非医療分野の施設（美容院、エステサロンなど）は閉鎖する。
- ・動物園は閉鎖する。

#### <教育>

- ・全ての学校は、11 月 2～11 日まで予定されていた秋休みに加え、11 月 12～13 日も休校とし、11 月 16 日から再開する。
- ・中学、高校は、12 月 1 日まで教室の出席率を最大 50 パーセントにした上で、教室と遠隔での授業を継続する。12 月 1 日前に、出席率を 100%に戻して授業が可能か評価を行う。
- ・大学などの高等教育については、遠隔授業とする。第 1 学年のみ、12 月 1 日以降、教室での授業が再開可能。その他の学年は年末まで遠隔授業とする。

（出所）連邦政府発表を基に作成

表 各政府の夜間外出禁止などの措置

	連邦政府	ブリュッセル首都圏地域政府	ワロン地域政府	フランダース政府(注)
外出禁止となる時間	・深夜0時～早朝5時まで	・夜10時～早朝6時まで	・夜10時～早朝6時まで	・深夜0時～早朝5時まで
期間	10月19日～11月19日まで	10月26日～(指定なし)	10月24日～11月19日まで	10月19日～(指定なし)
その他の主な異なる措置	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の営業は夜8時まで(飲食店の持ち帰りは10時まで)</li> <li>・買い物は原則1人で行う(未成年の同伴は1人まで)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物は同伴者を1人(12歳未満の児童を除く)までに制限。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物は同伴者を1人(未成年を除く)までとし、30分以内に行う。</li> </ul>

(注)フランダース地域では地域政府とフラマン語共同体政府を統合し、フランダース政府を構成する。

(出所)各政府の発表を基に作成